

設置基準を策定して学校を増やして!
人権侵害といえるほど悪化した教育環境



特別支援学級8人を6人にして!
2学年以内での学級編制に!



「特別支援学校的設置基準策定を求める請願署名」と「特別支援学級の編制標準の改善を求める要請署名」の署名用紙より

通常学級に在籍しながら「通級による指導」を受けている子どもたちもいます。が、通級指導教室の数や担当する教職員が足りず、必要な回数、希望する時間の指導を受けられていません。

●軽視されつづける障害児教育

医療的ケアの必要な子どもは保護者の送迎や付添いが求められる、高校・高等部卒業後の進学率が極端に低い等、日本では障害のない子どもと同等の学ぶ権利を保障されておらず、障害のある子どもが「最大限に発達する」ための条件が整っているとはとてもいえません。

特別支援学校や特別支援学級の状況を見ると、障害児教育が軽視されていることがわかります。そもそも教育にお金を

かけない政策（日本の公財政教育支出の対GDP比はOECD諸国の中で最下位）に障害児教育軽視が加わり、より劣悪な教育条件になっています。この現状をみると、日本政府がすすんで条件整備をおこなうとは考えにくいのもたしかです。だからこそ多くの人と声を合わせて条件整備を訴える必要があります。

●あまりに貧しい学びの場

特別支援学校の過密化・過大化は深刻です。この10年間で特別支援学校に通う児童生徒は2万7000人以上増えています。しかしその増加に学校建設が追いついていません。2019年度の文部科学省の調査では、全国で3162教室不足していることが明らかになっていました。「開校時に想定された人数の2倍、3倍の児童生徒が在籍」「ひとつつの教室を間仕切りして2教室として使う」「図書室、音楽室などの特別教室を普通教室に転用」など、通常の小中学校や高等学校ではあります。

●息苦しい通常学級

通常学級は、現行1学級40人と定められている子どもの人数を少なくする法改正が長年先延ばしにされてきましたので、障害のある子どもが合理的な配慮を受けながらていねいな指導を受ける環境になっています。同時に管理教育が進行し、○○スタンダードやマニュアルで子どもたちを統制しようとする傾向が強くなっています。障害のある子どもたちは、そうした教育の下で苦しんでいます。

私たちの長年の運動がもたらした一步だと感じています。背景には、他の者との同等の権利を掲げた障害者権利条約の存在があり、私たち障害者団体が力を合わせて作り上げたパラレルレポートもあります。

養護学校義務制、つづく高等部希望者全員入学、そして高等部の訪問教育を実現したように、私たちの声と運動で教育条件は変えられるはずです。しかも、これらの運動の頃にはまだなかつた障害者権利条約が今はあります。現在の日本の障害のある子どもをめぐる劣悪な教育条件は、障害者権利条約の精神に反しています。現状を「当たり前」にせず、子どもの「最大限の発達」を保障する条件整備を求める運動を大きく広く展開するこ

リレー連載

障害者権利条約の最前線

第4回 最大限度の発達を保障する教育条件 第24条 教育 その2



全日本教職員組合障害児教育部長 佐竹葉子

障害者権利条約第24条第1項（b）では、教育の目的の一つとして「障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること」をあげています。締約国に「あらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保すること」をあげて、い教育実践の追求と条件整備が重要（連載第3回）です。今回はその視点で日本の障害のある子どもたちが学ぶ学校の教育条件を見てみましょう。

は、教育の目的の一つとして「障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること」をあげて、い教育実践の追求と条件整備が重要（連載第3回）です。今回はその視点で日本の障害のある子どもたちが学ぶ学校の教育条件を見てみましょう。

校ではありえないことが、特別支援学校で「当たり前」のように起こっています。特別支援学級は、障害の種類ごとに子ども8人で1学級が編制されますが、通常学級のように「学年」という考え方はありません。1年生から6年生の子どもが1人ずつでも、担任は1人で、すべての学年の学習指導、学年行事や学年の会議を担わなければなりません。1人の教員ができることの限界をはるかに超えています。通常学級にも人口減少地域などにおいて複数学年での学級編制ができますが（複式学級）、原則として2学年までです。特別支援学級のような学級編制はありません。